## 神戸学院大学法学会会則

制定 昭和四四年四月一日

改正 昭和四九年四月一日

改正 昭和五六年四月一日

平成一六年四月一日

改正

平成一八年六月二七日

第一条 称 本会は、神戸学院大学法学会と称する。

(名

(事務所

目 的 第二条 本会は、 事務所を神戸学院大学法学部に置く。

第三条

本会は、法学・政治学等に関する教育・研究及びこ

れらの助成を目的する。

第四条 事 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(2) (1)神戸学院大学法学会叢書の出版 機関誌「神戸学院法学」の発行

(3)

研究会及び講演会の開催

会員

(4)

その他評議員会において適当と認めた事業

第五条本会の会員は、次の者とする。 (1) 正会員 法学部の教員および実務法学研究科

科大学院)の教員

(法

(2) 名誉会員 前号に定める会員のうちその退職の後も

(3) 入会を希望する者 賛助会員 本会の目的・趣旨に賛同し、所定の会費

を納入する者

(4)

び実務法学研究科(法科大学院)生

同窓会員 前号に定める会員のうちその卒業(修了)

学生会員 法学部学生及び大学院法学研究科生およ

(5)

二 会員には、機関誌「神戸学院法学」を配布する。

後に入会を希望する者

第六条 本会に評議員会を置く。評議員会は、前条第一項第

(評議員会)

号に定めた正会員で構成する。

一 評議員会は、随時会長がこれを召集する。

評議員会は、事業報告、決算報告、予算審議、その他

重要事項の決定を行う。

几 評議員会は、評議員総数の三分の二以上の出席がなけ 修士課程は二か年分、博士後期課程は三か年分とする。

れば開くことができない。 の代表を評議員会に参加させることができる。 本条第一項の規定にかかわらず、必要に応じ学生会員 年分とする。 同窓会員は毎年四月に一か年分を納入する。 実務法学研究科(法科大学院)生は二か年分または三か

第九条 本会の会計年度は、 (会計年度) 毎年四月一日に始まり、

第七条 本会に次の役員を置く。

会 編集委員

(役

員

Ŧī.

(会則の改正 月三一日に終わる。

第一○条 本会則の改正は、評議員会の決議による。ただし、 この決議は出席者の三分の二以上の賛成を必要とする。

する場合には、年額四、○○○円を納入しなければならない。 会員でない者が機関誌「神戸学院法学」の定期購読を希望

附 則

ただし、名誉会員を除く。 賛助会員 正会員 年額 年額 一0,000円 二、五〇〇円

(3) (2)

同窓会員 学生会員

年額 年額

二、五〇〇円 二、五〇〇円

分の会費を一括納入する。ただし、大学院法学研究科生

学生会員は、入学時に入会金一、〇〇〇円及び四か年

第八条 会員は、次に定める会費を納入しなければならない。

**会** 

年とする。ただし、再選をさまたげない。

役員は、評議員会において互選する。役員の任期は二

(3) (2)

会計委員

若干名 二名